

日 絹 月 報

平成 27 年 10 月号 第 463 号

発行：一般社団法人日本絹人織織物工業会

日本絹人織織物工業組合連合会

Tel 03-3262-4101

URL <http://www.kinujinsen.com>

日絹月報はホームページでも閲覧できます。

本号の主なニュース

1. 当会の展示会出展支援事業（ミラノウニカ）の結果
2. 第 95 回通商問題委員会の開催
3. 繊維製品に関わる有害物質の不使用に関するガイドラインについて
4. セーフティネット保証 5 号の対象となる指定業種
5. 下請取引適正化推進月間の実施について

◇ 当会の展示会出展支援事業（ミラノウニカ）の結果 ◇

絹・合繊維物の普及事業の一環として実施している当会の海外展出展支援事業は、本年度はミラノウニカに初出展した。高品質のメイドインジャパン・テキスタイルを海外にアピールすべく、参加者それぞれのブースではイタリアを中心としたヨーロッパ圏のみならず、全世界から訪れたアパレルデザイナー、バイヤー、リテーラー、エージェントに対して積極的な売り込みや商談が行なわれた。

第 21 回ミラノウニカ 来場者等開催概要データ

- ・会期：2015 年 9 月 8 日（火）～ 10 日（木）（3 日間）
- ・会場：イタリア ミラノ市 Fiera Milano City
- ・開催規模データ

出展者：404 社（内 77 社は伊以外の欧州企業）＋日本 47 社／韓国 10 社

来場社数：7,028 社（2014 年秋：7,122 社）

< 来場社内訳 >

増 イギリス（＋6％）／フランス（＋2％）／韓国（＋20％）／中国（＋2％）

減 イタリア（－10％）／ドイツ（－12％）／チェコ（－37％）／トルコ（－29％）

The Japan Observatory at Milano Unica 2016AW

3 日間の入場者数

9 月 8 日 1,246 名、9 日 1,914 名、10 日 1,114 名 合計 4,274 名

当会からは米沢、福島、桐生、石川、福井、丹後 の6産地組合11企業・グループが25名のアテンド体制で臨み、新規販路開拓を求めて1,500点のサンプルを出品し、各ブースでの商談件数の合計は350社を超え、サンプルスワッチ送付や着分発注の依頼が相次ぎ、活発な商談が行なわれた。

◇ 第95回通商問題委員会の開催 ◇

第95回通商問題委員会が9月29日（火）に開催され（1）日本の繊維貿易の現状（2）各国とのEPA交渉の状況（3）EPA産業協力の状況（4）欧州ミッション報告等について説明があり意見交換が行われた。

1. 日本の繊維貿易の現況について

（1）輸出入全般の動向

① 2015年1月～7月の累計及び7月の現状

- ・円ベースでは、輸出は前年同期比108.3%、輸入は同106.4%。
- ・輸出（円ベース）は、前年同月比が2013年3月からは2015年2月を除きプラスが続いている。

項目	2015年7月				2015年1月～7月			
	金額		前年同月比		金額		前年同月比	
	（百万円）	（百万\$）	円ベース	\$ベース	（百万円）	（百万\$）	円ベース	\$ベース
輸出	88,194	716	108.3%	89.4%	567,700	4,702	108.3%	91.8%
輸入	374,293	3,037	108.8%	89.8%	2,424,802	20,122	106.4%	90.4%

② 繊維品別輸出入実績（2015年1月～7月累計・前年同期比）

輸出（円ベース）		輸入（円ベース）	
繊維原料	110.4%	繊維原料	104.4%
糸類（紡績糸・合繊糸）	105.4%	糸類（紡績糸・合繊糸）	106.9%
綿糸	101.5%	綿糸	93.5%
毛糸	100.2%	毛糸	127.4%
合繊糸	106.1%	合繊糸	106.9%
織物	110.3%	織物	108.4%
綿織物	109.5%	綿織物	99.5%
毛織物	104.9%	毛織物	104.9%
合繊織物	113.2%	合繊織物	114.2%
二次製品	106.7%	二次製品	106.3%

(2) 各国・地域別輸出入の動向

①輸出（２０１５年１月～７月累計・前年同期比（円ベース））

- ・東南アジア（中国含む）１０５．７％、米州１２４．９％、欧州１０６．３％引き続き堅調に推移。
- ・中国は、１０３．４％。シェアは１．５pt ダウンの３０．９％へ。
- ・アセアン主要国は引き続き好調を維持。全体では１０７．４％、ベトナム１１１．４％、インドネシア１０３．５％、ミャンマー１１３．８％。アセアンのシェアは２２．０％（前年比▲０．２pt）。中でもベトナムのシェアは９．２％（前年比＋０．２pt）まで伸長。
- ・米州は１２４．９％と好調。シェアは１．３pt アップの９．８％へ。

②輸入（２０１５年１月～７月累計・前年同期比（円ベース））

- ・東南アジア（中国含む）１０７．０％、米州１０８．８％、欧州１００．１％。
- ・中国は、１０１．８％。シェアは前年比２．８pt ダウンの６２．４％へ。
- ・アセアン全体では１２２．９％。中でもミャンマー１１８．１％、ベトナム１２５．４％、インドネシア１１７．５％と、大幅な高水準を保っている。アセアンのシェアは２１．２％（前年比＋２．８pt）まで拡大。中でもベトナムのシェアは、９．３％（前年比＋１．４pt）まで伸長。
- ・バングラデシュも１４０．９％と大幅増が続く。（２０１５年４月からニット衣類製品の特恵関税が１工程基準に緩和された。）

2. 次回日程について

第９６回通商問題委員会は、１０月２７日（火）１４時～１６時

◇ 繊維製品に関わる有害物質の不使用に関するガイドラインについて ◇

平成２７年９月１日

日本繊維産業連盟

日本繊維産業連盟環境・安全問題委員会は、平成２７年４月に「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（昭和４８年法律第１１２号）」の政令の一部が改正されたこと（施行：平成２８年４月１日）を受け、これまでの「自主基準」の見直しを行い、新たに「繊維製品に関わる有害物質の不使用に関するガイドライン」を制定しました。 繊維産連では、これまで以上に消費者に安心・安全な繊維製品を供給することを目指し、業界全体で安全性確保への取り組みを強化していく所存です。

「繊維製品に関わる有害物質の不使用に関するガイドライン」

1. 背景／目的

近年の安全・安心に対する消費者の関心の高まりを受けて、衣服等繊維製品においても消費者の安全・安心への要請に応え続けることが重要な課題となっている。日本繊維産業連盟では、国内に流通する繊維製品の安全性を確保することと、諸外国との規制と整合化を図る観点から、平成20年9月に「繊維産業における環境・安全問題検討会（平成27年1月より環境・安全問題委員会に改称）」を設置し、検討を重ね、政府内で特定芳香族アミンに対する法規制導入の動きがある中、法規制に先駆けて、繊維業界としてサプライチェーン全体で、より安全・安心な繊維製品を提供することを目的として、平成21年12月に自主基準を作成した。従来、わが国では、繊維製品については、「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」において最終製品に有害物質が混入しないように規制が行われており、この度、平成27年4月8日公布、平成28年4月1日施行で、一部のアゾ染料が規制物質として追加されることとなった。この法施行に併せて、従来の自主基準をガイドラインと名称を変更し、引き続き、最優先の取り組み課題として、繊維製品の更なる安全性向上に努めていく。なお、本ガイドラインは日本繊維産業連盟の活動領域で取り扱われる多種多様な繊維製品において、有害物質をできる限り排除するための推奨基準を定めたものである。

2. ガイドライン

対象物質	所定の試験法により特定芳香族アミン24物質を生ずるアゾ色素（染料、顔料）
規準値 及び ルール	所定の試験法によるアゾ基の還元分解の結果、特定芳香族アミンそれぞれが繊維製品から30 μ g/g (mg/kg)を超えて検出されるアゾ色素（染料、顔料）は、使用してはならない。
証明法	所定の試験法による分析 (ただし、染料メーカー・染色企業等の不使用宣言書等があれば分析不要)
分析法	厚生労働省法（平成27年公布の省令に準拠） 又は、JIS L 1940-1&3:2014、ISO 24362-1&3:2014、EN 14362-1&3:2012（部材の）皮革用にはISO 17234-1:2015、17234-2:2011の何れも可とする（分析規格については、その改訂の都度見直す）

* 特定芳香族アミンについては、別紙1を参照

- 顔料は法規制対象外であるが、政令においてはアゾ化合物（染料、顔料を含む）を掲示しているので、繊維製品の安全・安心に関する自主的な取り組みとして引き続き本ガイドラインの対象としている。
- 基準値の単位は有害物質を含有する家庭用品規制法に準拠して μ g/gと記載したがmg/kgと同等。（参考までに特定芳香族アミン24物質を生成することが知られている染料リストを別紙3にまとめた。）

3. 対象製品

本ガイドラインの対象とする繊維製品の適用範囲については、日本標準商品分類に示されている下記の商品とする。

() 内は日本標準商品分類

対象品目	対象製品
衣服 (78) (履物及び身の回り品を除く。)	外衣 (781)、下着 (782)、寝衣 (783)、和服 (784)、くつ下 (785)、足袋 (786)、帽子 (787)、ゴム製を除く手袋 (788)、履物及び身の回り品を除くその他の衣服 (789)
身の回り品 (79)	ハンカチーフ (791)、えり飾り (792)、和装用身の回り品 帯どめ、半えり、すそよけ、ふろしき等 (794)、その他の身の回り品 (799)
家庭用繊維製品 (82)	床敷物 (821)、寝具 (822)、テーブル掛け (825)、タオル、バスマット及び関連製品 (827)、その他の家庭用繊維製品 (829)

* 詳細は別紙 2 参照

注：平成 28 年 4 月 1 日より施行されるアゾ染料の規制では、繊維製品のほかに、皮革（毛皮製品を含む）製品も規制されることから、繊維製品の副資材として使用される皮革（毛皮）についても対象となることに留意

4. 運用（詳細は別紙 4 参照）

サプライチェーンの各段階において対象物質の不使用宣言書等で基準適合を確認し、トレーサビリティを明確にすることで、より安全性を高めるための基盤を構築することに努める。

尚、個々の製品に対する法的責任はその製品の製造元あるいは販売元にある。

5. 付則

本ガイドラインは、適宜見直しを行い、対象物質を追加することとする。

以 上

別紙 1. 特定芳香族アミン

http://www.jtf-net.com/shiryo/150901Guideline_annex1.pdf

別紙 2. 日本標準商品分類表によるガイドライン適用対象品目

http://www.jtf-net.com/shiryo/150901Guideline_annex2.pdf

別紙 3. 特定芳香族アミン生成染料一覧（参考）

http://www.jtf-net.com/shiryo/150901Guideline_annex3.pdf

別紙 4. 運用について（参考）

http://www.jtf-net.com/shiryo/150901Guideline_annex4.pdf

◇ セーフティネット保証５号の対象となる指定業種 ◇

(平成２７年度第３四半期)

経済産業省は、業況の悪化している業種に属する事業を行う中小企業者の資金繰りを一般保証とは別枠で、融資額の１００％を保証する制度である「セーフティネット保証５号」について、平成２７年度第３四半期に対象となる業種を指定し、公表した。

１．制度概要

セーフティネット保証５号とは、業況の悪化している業種に属する事業を行う中小企業者であって、経営の安定に支障が生じていることについて、市区町村長の認定を受けた中小企業者が以下の条件で信用保証協会の保証を利用できる制度。

【企業認定基準】

指定業種に属する中小企業者であって、以下のいずれかの基準を満たすこと。

- ①最近３か月間の売上高等が前年同期比で５％以上減少している中小企業者。
- ②製品等原価のうち２０％を占める原油等の仕入価格が２０％以上上昇しているにもかかわらず製品等原価に転嫁できない中小企業者。

【保証限度額等】

保証限度額：一般保証とは別枠で、無担保保証８千万円、最大で２億８千万円

保証割合：借入額の１００％

保証料率：０．７～１．０％（保証協会所定の料率）

２．平成２７年度第３四半期の指定業種

【１１５９】その他の繊維粗製品製造業

<http://www.meti.go.jp/press/2015/09/20150918002/20150918002.html>

◇ 下請取引適正化推進月間の実施について ◇

平成２７年９月２４日

中小企業庁

公正取引委員会

中小企業庁及び公正取引委員会は、下請取引の適正化について、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」という。）の迅速かつ的確な運用と違反行為の未然防止、下請中小企業振興法（以下「下請振興法」という。）に基づく振興基準の遵守を指導すること等を通じ、その推進を図っています。特に、毎年１１月を「下請取引適正化推進月間」とし、

下請法の普及・啓発事業を集中的に行っています。本年度は以下の取組を行います。

1. 平成27年度「下請取引適正化推進月間」キャンペーン標語(公正取引委員会との連携事業)

本年6月に、下請取引を行っている事業者「下請取引適正化推進月間」を認知して頂くことを目的として、キャンペーン標語の一般公募を行ったところ、全国から507点のご応募がありました。厳正な審査の結果、入選作品5点を選定し、その中から特選作品を決定しました。

特選作品は、平成27年度下請取引適正化推進月間のキャンペーン標語として、下請取引適正化推進月間のポスター、下請取引適正化推進講習会テキストの表紙などに使用するほか、全国各地で実施する下請取引適正化推進講習会で発表するなど、事業者のコンプライアンスに資するよう幅広く活用します。

【特選作品】	押しつけず 叩かず 決めよう 適正価格	相野 正さん	大阪府
【入選作品】	取引の 信頼築く 適正価格	寺門 昇さん	東京都
	適正な 下請価格が 生む絆	梶 政幸さん	千葉県
	信頼を 築く礎(いしずえ) 適正価格	三澤 五朗さん	静岡県
	守りたい! 適正価格で企業の信用	小坂 武弘さん	京都府

2. 下請取引の適正化に係る要請(公正取引委員会及び事業所管大臣との連携事業)

年末にかけての金融繁忙期において、下請事業者の資金繰り等が懸念されることから、下請法及び下請振興法の周知徹底を図るとともに、下請振興法に基づく振興基準を遵守し、下請事業者に対する配慮等を行うよう、経済産業大臣、公正取引委員会委員長及び各事業所管大臣等の連名により、業界団体等に対し通達文書を発出する予定です。

3. 特別事情聴取等の実施に通じた下請法の厳格な運用(中小企業庁独自事業)

下請法の法令遵守の徹底を促すため、同法に基づく書面調査に対する回答がなく督促に応じない親事業者、過去に同様の改善指導を2回以上受けている親事業者の役員等を招致する特別事情聴取等を実施します。

4. 普及・啓発

(1) 下請取引適正化推進講習会の開催(公正取引委員会との連携事業)

47都道府県(61会場)において、親事業者の下請取引担当者等を対象に、下請法及び下請振興法の趣旨・内容を周知徹底します。

(2) 下請取引適正化推進シンポジウム・セミナーの開催(中小企業庁独自事業)

コンプライアンス強化と企業間取引の適正化について親事業者の取組に焦点を当て、下請取引適正化推進シンポジウムを東京、大阪など全国5ヶ所で開催

します。また、親事業者の取引適正化の取組事例を紹介する下請取引適正化セミナーを全国３ヶ所で開催します。

(3) 適正取引推進講習会の開催(中小企業庁独自事業)

親事業者と下請事業者の適正な取引の推進を図るため、適正取引推進講習会を開催します。なお、１１月には、全国紙において広告を掲載し、講習会の周知と参加促進に努めます。

- ・ 下請代金法講習会の開催⇒<http://www.tekitori.org/boushi.html>

下請法を中心とした関係法令等の講習を通じて、法令等の理解を深めていただき、下請取引の適正化及びそのための社内体制の整備等の推進を目的として開催します。

下請法について理解を深めたい方、実務経験のある方を対象とした実践コースや基礎コースを設け全国各地で実施します。

- ・ 下請ガイドライン講習会の開催⇒<http://www.tekitori.org/gideline.html>

「下請適正取引等の推進のためのガイドライン」(下請ガイドライン⇒<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/guideline.htm>)の講習会を開催し、下請法や独占禁止法上問題となる違反事例等や望ましい取引事例を分かりやすく説明します。

- ・ 消費税転嫁対策特別措置法講習会の開催⇒<http://www.tekitori.org/syohizei.html>

消費税の円滑な転嫁を推進するため、企業の契約(購買)担当者等を対象に、消費税転嫁対策特別措置法の内容等に係る講習会を全国各地で開催します。

(4) 下請かけこみ寺の利用促進(中小企業庁独自事業)

「下請かけこみ寺」(全国４８ヶ所に設置⇒<http://www.zenkyo.or.jp/kakekomi/>)において、下請事業者からの企業間取引に関する相談に対応するとともに、弁護士等による無料相談や裁判外紛争解決(ADR)を無料で行っています。１１月には、下請かけこみ寺の一層の利用促進を図るため、全国紙及び地方紙(４７都道府県)において広告を掲載します。

(5) 広報誌等への掲載・掲示(公正取引委員会との連携事業)

- ・ ホームページ、メールマガジンを通じた広報
- ・ ポスターを公正取引委員会、経済産業省、都道府県、中小企業関係団体、事業者団体等の施設に掲示
- ・ 都道府県や中小企業関係団体、事業者団体等の機関誌を通じた広報

5. 建設業における取引適正化の推進(国土交通省との連携事業)

国土交通省主催の「建設業取引適正化推進月間」事業(本年１１月)

⇒http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tk1_000027.html と連携し、建設業の取引適正化を図るため、国土交通省が行う建設業法の講習会の周知に協力するとともに、国土交通省との合同立入検査による指導等を実施します。

参考

平成 27 年度下請取引適正化推進講習会の開催場所等について 

⇒<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/2015/150924SG1.pdf>

平成 27 年度下請取引適正化推進月間ポスター 

⇒<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/2015/150924SG2.pdf>

お問い合わせ先

中小企業庁事業環境部取引課長 安藤

担当者：柳川、村山、多田、平澤

電 話：03-3501-1511（内線 5291～7）

03-3501-1669（直通）

ホームページ URL

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/2015/150924ShitaukeGekkan.htm>

◇ 経済産業省人事異動 ◇

○ 10月1日付

（新）

小川 誠 様

厚生労働省

大臣官房統計情報部長

（旧）

経済産業省

大臣官房審議官（雇用・人材担当）

小林 洋司 様

経済産業省

大臣官房審議官（雇用・人材担当）

厚生労働省

大臣官房総務課長

◇ 「資金調達ナビ」最新の支援情報（全国版） ◇

中小機構では、J-Net21スタッフが全国の省庁や都道府県庁、支援センターなどの公的機関のサイトに発表されているWEB情報を収集し、リンク情報として紹介しています。資金制度、募集中の資金情報を資金調達の目的、方法、都道府県別に検索できますので実施されている事業にあわせて情報を入手することが出来ます。

中小機構ホームページ <http://j-net21.smrj.go.jp/raise/index.html>

（日絹ホームページからもリンクしていますので御利用下さい）

(公募中案件)

2015/10/9 掲載

平成27年度「新分野進出支援事業（地域イノベーション創出支援事業）」に係る委託先の公募（経済産業省）

地域産業の競争力向上を目的としたプロジェクトリーダー企業を中心にプロジェクトを組成し、新事業のコンセプト作り、開発段階での産学連携、事業パートナー発掘、販路開拓などを一貫支援する取組の活動を委託する事業であり、活動全般にわたって指揮するプロジェクトマネージャーを中心としてフェーズに沿った取組を実施します。この事業を実施する委託事業者を広く募集します。なお10月13日（火）に経済産業省にて説明会を行います。

・募集期間：2015/10/9 - 2015/10/28

2015/10/6 掲載

全国団体等が実施するBCP策定・運用の指導マニュアル等策定の経費を補助（中小企業庁）

【平成26年度補正予算「中小企業・小規模事業者事業継続力強化支援事業」の募集を開始します（第五回）】本事業は、地域経済を支える中小企業・小規模事業者におけるBCP（事業継続計画）の策定・運用の取組を支援するため、事業継続力強化講習会、BCP策定・運用ワークショップの開催、専門家の派遣及び団体の構成員である中小企業・小規模事業者に対する事業継続力の強化の指導・助言のためのツールとなる指導マニュアル等の策定に係る経費の一部を補助するものです。尚10月9日（金）に説明会を行います。説明会申込締切は10月8日（木）です。

・募集期間：2015/10/6 - 2015/10/26

2015/10/5 掲載

認定経営革新等支援機関等が行う中小向け消費税転嫁対策講習会開催経費を補助（中小企業基盤整備機構）

【平成27年度「消費税転嫁対策講習会」補助金の利用機関募集（第3期募集）】この事業は、消費税率の引き上げや制度変更の円滑な実施に向けて、認定経営革新等支援機関等が行う中小企業者向けの消費税転嫁対策に係る講習会に対し、開催に係る経費を補助することで、それらを促進し、中小企業者が円滑かつ適正に消費税を転嫁できる環境を整備することを目的としています。このたび、補助金の利用機関を募集します。※先着順とし予算の上限に達した時点で締め切ります。

・募集期間： - 2015/11/30

2015/9/10 掲載

割賦支払／賃料支払に係る手続き（中小企業基盤整備機構）

割賦制度の利用が更新されました。適用日は9月10日からです。割賦制度を利用すると、初期投資の負担が軽減されます。

2015/5/8 掲載

海外での知財係争費の一部を助成します（ジェトロ）

【海外で知的財産権に係る係争に巻き込まれた際の係争費用の一部助成（防衛型侵害対策支援事業）】海外で産業財産権に係る係争に巻き込まれており、防衛型侵害対策を行なおうとする中小企業のお客様のために、当該対策にかかった係争費用（採択から2015年12月31日までに発生する費用）の2／3（上限額：500万円）をジェトロが負担します。

・募集期間：－2015/10/30

2015/5/8 掲載

海外での模倣品・海賊版の調査経費を支援します（ジェトロ）

【海外における知的財産権の侵害調査および権利行使（模倣品対策支援事業）】海外で知的財産権の侵害を受けている中小企業のお客様のために、模倣品・海賊版の製造元や流通経路の特定、市場での販売状況等の現地調査を手配するとともに、その調査および一部の権利行使にかかった経費の2／3（上限額：400万円）をジェトロが負担します。

・募集期間：－2015/10/30

動 向

- 9月29日 日本繊維産業連盟 第95回通商問題委員会
- 10月 5日 全国中央会 組織専門委員会
- 10月15日 ケケン試験認証センター 理事会

会議予定

☆ 京丹後市 挑戦型企业セミナー

第2講 繊維・機械・金属関連：有用素材の活用と地域企業連携

10月26日（月）14時～16時40分 於：丹後・知恵のものづくりパーク

☆ 日本繊維産業連盟 第96回通商問題委員会

10月27日（火）14時～16時 於：繊維会館

☆ 日本ファッションウィーク推進機構 The Japan Observatory at MU 2016AW 反省会

10月29日（木）16時30分～ 於：JFW事務局

☆ 東レ経営研究所 特別講演会

「日本の産業競争力復活に向けて - 企業、人材、リーダーシップのあり方 - 」

10月30日（金）13時30分 ～ 17時30分 於：日本橋三井ホール

☆ 大日本蚕糸会 蚕糸功労者表彰式

11月 2日（月）14時 ～ 於：帝国ホテル

☆ 第5回日中韓繊維産業協力会議

11月 5日（木）9時 ～ 17時30分 於：中国 深圳

インターコンチネンタル深圳

☆ 本場大島紬織物協同組合 創立百周年記念～国民文化祭かごしま2015～

11月 6日（金）～8日（日）10時 ～ 17時 於：鹿児島市中央公民館

☆ 厚生労働省 卓越した技能者の表彰式

11月 9日（月）13時 ～ 於：リーガロイヤルホテル東京

☆ 全国中央会 第67回中小企業団体全国大会

11月20日（金）13時 ～ 16時30分 於：沖縄コンベンションセンター

☆ 繊維産業流通構造改革推進協議会 第16回経営トップ合同会議

11月20日（金）14時 ～ 18時 於：TOC有明ビル

☆ 内外シルク研究会 内外シルク研究会（第26回）

11月20日（金）14時 ～ 於：蚕糸会館

イベント

☆ 第719回デザインギャラリー 1953企画展事業

Tango Twist—糸と織のリズム 丹後織物工業組合/丹後ファッションウィーク開催委員会

10月14日（水）～ 11月 9日（月）10時 ～ 20時（最終日 17時まで）

会 場：松屋銀座7階 デザインギャラリー 1953

☆ 丹後織物総合展「Tango Fabric Marche」

10月28日（水）～ 30日（金）10時 ～ 18時（最終日 17時まで）

会 場：ジャパンシルクセンター・蚕糸会館1・6階

<http://tango-tex.com/>

☆ 関東織物産地展

10月31日（土）～ 11月3日（火）10時 ～ 16時

会 場：桐生織物会館

☆ 第39回桐生きものの日 きものワインパーティ

11月 3日(火・祝) 18時 ~

会 場：桐生市市民文化会館

☆ 2016-17秋冬T・N JAPAN東京展

11月 5日(木) ~ 6日(金)

会 場：渋谷区文化総合センター大和田 文化ファッションインキュベーションスペース

☆ 第113回博多織求評会

11月12日(木) ~ 15日(日) 10時 ~ 17時

会 場：萬松山 勅賜 承天禅寺

☆ 第66回丹後織物求評会

11月18日(水) ~ 19日(木) 10時 ~ 17時(最終日 16時まで)

会 場：京都産業会館

☆ JFW JAPAN CREATION 2016

11月25日(水) ~ 26日(木) 10時 ~ 18時30分

会 場：東京国際フォーラム ホール1

☆ Premium Textile Japan 2016 Autumn/Winter

11月25日(水) ~ 26日(木) 10時 ~ 18時30分

会 場：東京国際フォーラム ホール2

☆ IFFT interiorlifestyle living

11月25日(水) ~ 27日(金) 10時 ~ 18時(最終日 17時まで)

会 場：東京ビッグサイト